

# 水道料金を減免します

感染症の影響を踏まえ、市民の生活や経済活動を支援するため、水道料金を減免します。

- ▶対象者＝市水道契約者（事業者を含む）
- ▶減免内容＝基本料金の2分の1を減免（3か月間）
- ▶対象期間＝8月～10月使用分（10月～12月請求分）

問 水道課 ☎ 22-0501（本庁3階）

減免について  
手続きは  
不要です



ご利用のメーター口径に応じて、減免となる基本料金は異なります。

※使用開始・中止日により、減免の対象外となる場合があります。

メーター口径別減免額

口径（基本料金に含まれる水量）	基本料金（月）	減免額
13mm（10㎡まで）	1,980円	990円
<b>20mm（10㎡まで）</b>	<b>2,090円</b>	<b>1,045円</b>
25mm（10㎡まで）	2,200円	1,100円
30mm（20㎡まで）	4,840円	2,420円
40mm（20㎡まで）	5,060円	2,530円
50mm（50㎡まで）	13,200円	6,600円
75mm（50㎡まで）	13,750円	6,875円

# 新型コロナウイルス感染症対策

8/20 時点



**例** 筑西太郎さん宅の8月使用分（10月請求分）  
 口径が20mmの契約で、1か月の使用水量が20㎡だった場合  
 基本料金 2,090円 - 減免額 1,045円 = 1,045円  
 そこに、水道の超過料金 2,310円と下水道使用料 3,256円が加算され  
**6,611円**の請求となります

水道の超過料金と下水道使用料は、**減免対象外**です。



## 水道使用量等のお知らせ

筑西太郎 様

お客様番号 999999

令和2年9月検針分

使用期間 7月1日～9月1日  
 設置場所 検針員 水道 花子  
 筑西市下中山732番地1

検針順路 999-9999-999 用途 家庭用  
 メーター番号 999999 口径 20mm

今回指針 1,100 m<sup>3</sup>  
 前回指針 1,060 m<sup>3</sup>  
 旧メーター使用水量 0 m<sup>3</sup>

使用水量 40 m<sup>3</sup>  
 排水量 40 m<sup>3</sup>

令和2年9月請求分 (令和2年7月使用分)      令和2年10月請求分 (令和2年8月使用分)

使用水量	20 m <sup>3</sup>	20 m <sup>3</sup>
排水量	20 m <sup>3</sup>	20 m <sup>3</sup>
水道料金	4,400 円	4,400 円
下水道使用料	3,256 円	3,256 円

請求額 7,656 円      7,656 円

振替日 (納入期限) 令和2年9月28日      令和2年10月27日

10月～12月基本料金半額を減免します。  
 次回検針予定は11/1～11/10です。

## 検針票の見方

利用中のメーター口径です。

10月～12月請求分が対象です。  
 (8月～10月使用分)  
 減免期間は3か月

請求額は、減免前の金額を表示しています。  
 実際の請求額は、口径20mmの基本料金から減免額1,045円を差し引いた6,611円になります。

## 感染症に関する相談窓口

- ▶ 筑西保健所 ☎ 0296-24-3911 (平日 午前9時～午後5時)
- ▶ 茨城県庁内 ☎ 029-301-3200 (午前8時30分～午後8時)
- ▶ 電話での相談がむずかしい人 FAX 029-301-6341

## こころのケア

- ▶ いばらきこころのホットライン (午前9時～正午、午後1時～4時)  
 ☎ 029-244-0556 (平日)  
 ☎ 0120-236-556 (土日)

## 新型コロナウイルス対策への寄付



✳筑西市地域女性団体連絡会  
会長 野澤 和子 様  
手作りマスク 1,000 枚

## 筑西市応援プレミアム商品券 残余分を販売します

すでに購入した人も  
購入できます。  
1人4セットまで。



- ▶商品券=1セット5,000円(7,000円分の商品券。飲食店専用2,500円を含む) ※利用期限：令和3年1月31日(日)まで
- ▶発売日時=9月1日(火)から販売終了まで。平日：午前9時30分～午後4時(道の駅のみ午前9時～午後5時 ※第3水曜日定休)
- ▶販売所=下館商工会議所、筑西市商工会、日専連しもだて、道の駅グランテラス筑西総合案内所
- ▶対象=市内在住・在勤・在学の人

問 商工振興課 ☎ 54-7011

## 「ちくせい元気プロジェクト」 への支援が終了しました

筑西の飲食店を応援する「ちくせい元気プロジェクト」クラウドファンディングでの支援募集が7月31日で終了しました。

おかげさまで持ちまして、417人の支援者と目標額の2倍以上となる総額6,090,000円もの支援金を集めることができました。

本事業にご協力いただいた全てのみなさん、本当にありがとうございました。実行委員一同心よりお礼申し上げます。

ちくせい元気プロジェクト  
実行委員会

正根寺 和人 実行委員長



## 事業継続支援給付金

国の持続化給付金の条件を満たしていない事業者を対象に給付金を支給します(ホテル・旅館業等事業者支援給付金との併給はできません。1事業者1回限り)。



- ▶対象=市内に住所(本店など)を有する個人事業主又は中小企業者(事業所を有しない個人事業主は、お問い合わせください。)
- ▶給付額=個人事業主：定額30万円 中小企業者：定額50万円
- ▶要件=令和2年2月～12月までのいずれかの月の売り上げが、前年同月比20～50%未満減少していること。
- ▶申請期限=令和3年1月31日(日)まで(消印有効)
- ▶申請方法=申請書に必要書類を添えて、原則郵送で申請してください。提出する書類などは市ホームページでご確認ください。

問 商工振興課(本庁3階) ☎ 54-7011

## 事業者支援制度申請代行等助成金

感染症の影響を受けた事業者が、国又は県の経済支援制度を申請するため、資格を有する第三者に申請書類の作成や申請手続きを依頼した際の手数料の一部を助成します(1事業者1回限り)。



- ▶対象=市内に住所(本店など)を有する個人事業主又は中小企業者
- ▶助成額=限度額5万円(対象経費の1/2以内。1,000円未満切り捨て)
- ▶対象経費=令和2年2月以降に依頼した申請書類作成又は申請手続き代行に要した経費(国又は県の採択を受けたものに限る。)
- ▶申請期限=令和3年1月31日(日)まで(消印有効)
- ▶申請方法=申請書に必要書類を添えて、原則郵送で申請してください。提出する書類などは市ホームページでご確認ください。

問 商工振興課(本庁3階) ☎ 54-7011

## 理容業、美容業、療術業事業者支援給付金

感染症の影響を受けているが、県の休業要請の対象とならなかった、市内にある理容業、美容業、療術業を営む人を対象に給付金を支給します(1事業者1回限り)。



- ▶対象=市内に住所(本店など)を有し、市内に店舗を運営する個人事業主又は中小企業者
- ▶給付額=1店舗あたり定額3万円
- ▶対象施設=髪のカットなどヘアスタイリングを行う理容店、美容店、国家資格を有する人が営む鍼灸院・柔道整復院など
- ▶申請期限=11月30日(月)まで(消印有効)
- ▶申請方法=申請書に必要書類を添えて、原則郵送で申請してください。提出する書類などは市ホームページでご確認ください。

問 商工振興課(本庁3階) ☎ 54-7011

## 申請期間を10月31日まで延長しました!



## ちくせい若者支援便

3,000円相当の地産品などをプレゼント

提出する書類など詳しくはホームページから

問 人口対策課(本庁4階) ☎ 22-0500



## 感染症対策のための ごみの捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した人やその疑いのある人が家庭にいる場合、鼻水などが付着したマスクやティッシュなどのごみを捨てる際は、以下のことを心がけてください。

### 1 ごみ箱にごみ袋をかぶせ、いっぱいにならないようにしましょう！



ごみは、いっぱいになる前に早めに出しましょう。

### 2 ごみに触れることのないよう、しっかり縛って出しましょう！



万一、ごみが袋の外面に触れた場合や、袋が破れている場合は、ごみ袋を二重にしてください。

### 3 ごみを捨てたあとは、しっかり手を洗いましょう！



**問** 環境課（本庁 2 階） ☎ 24-2130

## ホテル・旅館業等事業者支援給付金



感染症の影響を大きく受けているホテル・旅館業・披露宴会場などに対して、経営の安定化のための支援を行います（事業継続支援給付金との併給はできません。1 事業者 1 回限り）。

▶要件＝令和 2 年 2 月～ 7 月までのいずれかの月の売り上げが、前年同月比で 20%以上減少していること。

▶申請期限＝ 11 月 30 日（月）まで（消印有効）

▶対象①＝市内に住所（本店など）を有し、市内に旅館業法に規定する宿泊施設を既に営業している事業者

▶給付額＝客室 50 室以上：定額 100 万円

客室 20 室～ 50 室未満：定額 50 万円

客室 20 室未満：定額 30 万円

▶対象②＝市内に住所（本店など）を有し、市内で結婚披露宴や宴会等を営む 1 部屋 100㎡以上の施設を有している事業者

▶給付額＝結婚式場、宴会場：定額 50 万円

※対象①と②の併給は可能です。

▶申請方法＝申請書に必要書類を添えて、原則郵送で申請してください。提出する書類などは市ホームページでご確認ください。

**問** 商工振興課（本庁 3 階） ☎ 54-7011



## 交通事業者支援給付金

コロナ禍にあって、地域の移動手段を支えている交通事業者に対して、感染症対策や利用促進対策などを支援するため、下記のとおり支援金を給付します（詳しい内容についてはホームページをご覧ください）。

支援対象事業者	給付内容
市内を運行する路線バス事業者	1 社あたり 15 万円
市内に主たる営業所を持つ貸切バス事業者	1 社あたり 15 万円 保有するバスの台数 × 20 万円
市内に主たる営業所を持つタクシー事業者	1 社あたり 15 万円 保有するタクシーの台数 × 10 万円
市内に主たる営業所を持つ運転代行事業者	保有する運転代行車両の台数 × 5 万円

基準日：令和 2 年 6 月 1 日

上記のほか、関東鉄道常総線及び真岡鐵道真岡線への支援を実施します。

**問** 企画課（本庁 4 階） ☎ 24-2197

## 貸切バス旅行支援事業

貸切バスツアーなどを実施するバス事業者に対し、運行 1 回につき上限 5 万円の支援金を交付します。申請方法など、詳しい内容については、観光振興課まで問い合わせてください。

▶対象＝市内に本店又は主たる営業所を持つ貸切バス事業者

**問** 観光振興課（本庁 3 階） ☎ 20-1160



新型コロナウイルス感染症に関連した

## 不当な差別や偏見をなくしましょう

ウイルスは人を選びません。明日あなた自身が感染するかもしれないと考えたことはありますか？

その時に、あなたの名前や住んでいるところ、職場や学校、さらに感染と全く関係ない個人情報などが、勝手にSNSで発信されたとしたら……。

そして、感染したというだけの理由で非難され、あるいは、あなた自身だけでなく、家族や職場や学校までもが誹謗中傷ひぼうちゆうしょう的になり、迷惑がかかってしまった職場や学校に行けなくなったり、住んでいるところを出ていかざるを得なくなったり……。

それは明らかに人権侵害です。

感染した人の尊厳や人生を傷つけ、取り返しのないことになってしまいます。

人ごとではありません。

あなた自身の問題です。

あなたに心当たりはありませんか？

あなたも加害者になっていませんか？

### ■さまざまな人権問題に関する相談

みんなの人権110番  
☎0570-003-110

(平日：午前8時30分～午後5時15分まで)



### ■いじめ・虐待など子どもの人権相談

子どもの人権110番  
☎0120-007-110

(平日：午前8時30分～午後5時15分まで)



### ■セクハラ・家庭内暴力など女性の人権相談

女性の人権ホットライン  
☎0570-070-810

(平日：午前8時30分～午後5時15分まで)



### ■外国語での人権相談 (10言語対応)

外国語人権相談ダイヤル  
☎0570-090-911

(平日：午前9時～午後5時まで)



市民のみなさんには、新型コロナウイルスの感染拡大防止へのご協力、心から感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、新型の病原体であることから不明なことが多く、誰もが感染し、広げてしまう恐れがあります。また、重症化することもあるため、私たちは、大きな不安を抱きながらの日常生活を余儀なくされています。

現在の私たちには、密集・密接・密閉といういわゆる「3密」を避けることやマスクの着用、手洗いの徹底など、新しい生活様式の実践が求められています。一人ひとりが感染のリス

クを理解し、想像力を働かせながら危険を避ける行動をとっていただくこと、社会全体としての連携と協力が最も必要な時です。こうした状況のなか、ウイルスに感染された人やそのご家族、濃厚接触者に対する偏見や蔑視べつし、また、医療従事者や介護関係者に対する誹謗中傷ひぼうちゆうしょうなどが報告されています。

このことは、極めて残念なことであり、こうした人々を傷つけるような不当な差別や偏見が決してあってはなりません。

市民のみなさんには、デマや不適切な個人情報を受け取った場合でも、絶対に拡散することなく、国や県、市が発信する正確な情報に基づき、冷静な対応を心掛けていただくことをお願いいたします。感染は誰にでも起こり得ます。今こそ市民が心をつにして、人権意識を持った行動をお願いします。

筑西市長 須藤 茂

誰にでもある感染のリスク

今こそ市民の心を一つに